

1月15日（月）六法

「こども六法」という本があります。

この本には、法律で決まっている「やってはいけないこと」がまとめられています。ルールです。誰もが安心して生活できるように、国が作った約束です。



この本で紹介されている法律をいくつか紹介します。

「警察や先生の仕事を邪魔してはいけない」。国などの仕事をしている人の仕事を邪魔するために暴力をふるったり、おどかしたりした人は、3年以下の懲役（自由がなくなる）か、50万円以下の罰金となります。

「死ね」と、言ってはいけません。人に死ぬことをすすめたり、手伝ったりすると、6ヶ月以上7年以下の懲役。

相手にケガをさせなくても、乱暴なことをしたら、2年以下の懲役か30万円以下の罰金。

当たり前のことですが、誰だっていやなことをされたくないですよ。そのいやなことをしないように、ちゃんと法律つくれ、私たちをまもってくれているのです。 村越 新